

令和 8 年度
おおぞねナビ



名古屋市立
大曾根中学校

目次

教育目標	2
校歌	3
生徒心得	5
きずなネット連絡網の登録について	9
きずなネット欠席連絡方法について	10
図書室利用規定	11
大曾根中学校生徒会会則	13
警報発令時等の対応について	18
悩み相談	20
授業時間帯	22

創立記念日

昭和 22 年（1947 年） 4 月 18 日

教育目標

社会の形成者として、心身ともに健康で
人間性豊かな青少年の育成

校訓

1 強く

健康な身体……健全な精神……強い精神力

2 正しく

広い視野……真理の追求……正しい判断力

3 清らかに

純心な心……美の追求……清らかな心情

校歌

近藤 一一 作詞
田村 範一 作曲
音 楽 科 編曲

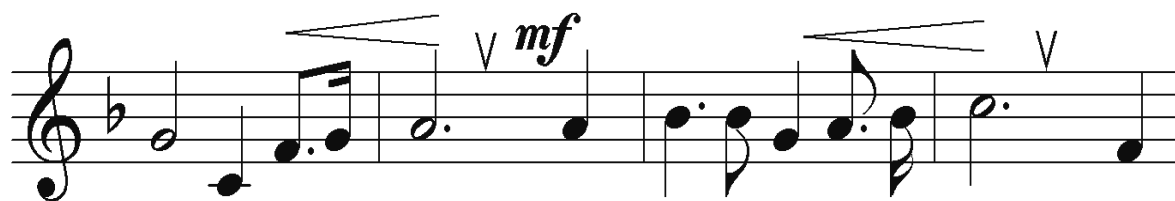
力強く (MM $\text{♩} = 104$ 位)



お お い な ー る き ぼ ー を む ね に こ こ



お お ぞ ね に つ ど え る わ れ ら い



そ し み ー て と も ー に は げ ま ー ん い



や ー た か き ま な び の み ち に

一、大いなる

希望を胸に

ここ大曾根に

集える我等

いそしみて

共に励まん

いや高き

学びの道に

二、伊勢美濃の

山々かすむ

ここ大曾根に

伸びゆく我等

胸はりて

雄々しく生きん

たくましき

生命の日々を

三、雲ゆるく

川遠じろし

ここ大曾根に

集える我等

眉あげて

堅く誓わん

新しき

世紀の首途^{かきで}

生徒心得

1 服装

- 服装は清潔を心掛ける。
- TPO に合った服装にする。
- 気候や体調を考え、制服または体操服で登校をする。

【1・2年生】



ポロシャツ・カッターシャツ

- ・ 白色無地のものとする。
- ・ 場面に応じてボタンを留める。
- ・ ブレザーを着る場合はポロシャツの裾は入れる。
- ・ 腕まくりはしない。



スラックス

- ・ ベルトは黒・茶の派手でないもの。
(ズボンには必ずベルト着用)

スカート

- ・ 膝が隠れる長さ。



ブレザー

- ・ ボタンを留める。
- ・ 腕まくりはしない。

その他

- ・ 名札は、左胸の位置に安全ピンかクリップでしっかりと止め、名札に余計なものはつけない。
- ・ ポロシャツの下に着る肌着はポロシャツからはみ出ないようにする。
- ・ ポケットに手を入れない。



※スラックス、スカート、ブレザーは学校指定のものとする。

(1) 靴下・靴

- ・ 学校生活に適した白・黒・紺・茶・灰色を基調とした靴下を着用する。
- ・ 靴は登下校や運動に適した運動靴とする。雨の日はレインシューズを履いてきてもよいが、保健体育の授業がある場合は運動靴を持参すること。

※靴は下駄箱に収まるものにする。

(2) 体操服

- ・ 学年別指定色の体操服とする。
- ・ 熱中症対策として、半袖体操服・ハーフパンツで登校してもよい。

(3) 防寒着・防寒具

- ・ ブレザーの中に白・黒・紺・茶・ベージュ・灰色のセーター・カーディガン・ベストを着用してもよい。(裾・襟・袖のラインは可。柄物は不可。)
 - ・ 無地の黒・紺・ベージュ・灰色のストッキング、タイツ等を着用してもよい。
 - ・ 登下校時はコート、ジャンパー、マフラー、ネックウォーマー、ニット帽、耳当て、手袋等を着用してもよい。
- ※コートやジャンパーはロッカーに収まるものにする。
- ※コートやジャンパーはワンポイント程度なら可

【3年生】

(1) 冬服

【学生服・セーラー服】

- ・ 黒色の詰めえりの学生服・ズボンを着用する。
- ・ 紺色のセーラー服、スカート、白のえりカバーを着用する。
- ・ セーラー服のリボンは黒のリボンでチョウ結びをする。

【シャツ】

- ・ シャツは白色のカッターシャツを着用する。
- ・ 肌着は無地の白・黒・紺・ベージュ・灰色のものとし、必ず着用する。
- ・ 白色無地のポロシャツを着てもよい。(1年生ポロシャツのルールに準ずる)

(2) 夏服

【シャツ・セーラー服】

- ・ シャツは白色の開襟半袖シャツ、半袖セーラー服を着用する。
- ・ セーラー服のリボンは黒のリボンでチョウ結びをする。
- ・ 肌着は無地の白・黒・紺・ベージュ・灰色のものとし、必ず着用する。
- ・ 白色無地のポロシャツを着てもよい。(1年生ポロシャツのルールに準ずる)

(3) 夏・冬共通

【ボトム】

- ・ ズボンはベルトを着用する。
- ・ スカートは必要であればベルトを着用する。
- ・ スカート丈は膝が隠れる長さとする。

【靴下・靴】

- ・ 学校生活に適した白・黒・紺・茶・灰色を基調とした靴下を着用する。
 - ・ 靴は登下校や運動に適した運動靴とする。雨の日はレインシューズを履いてきてもよいが、保健体育の授業がある場合は運動靴を持参すること。
- ※靴は下駄箱に収まるものにする。

(4) 体操服

- ・ 学年別指定色の体操服とする。
- ・ 制服登校時に着ている肌着の上から長袖ジャージを着用してもよい。

(5) 防寒着・防寒具

- ・ 学生服やセーラー服の中に白・黒・紺・茶・ベージュ・灰色のセーター・カーディガン・ベストを着用してもよい。(裾・襟・袖のラインは可。柄物は不可。)
- ・ 無地の黒・紺・ベージュ・灰色のストッキング、タイツ等を着用してもよい。
- ・ 登下校時はコート、ジャンパー、マフラー、ネックウォーマー、ニット帽、耳当て、手袋等を着用してもよい。また、防寒着としてセーラー服の上にカーディガンを着用してもよい。

※コートやジャンパーはロッカーに収まるものにすること。

※コートやジャンパーはワンポイント程度なら可

2 頭髪

- ・ 清潔で周りに迷惑がかからないような髪型にする。
- ・ 髪にくせをつけたり、整髪料をつけたり、変色させたりしない。
- ・ 場面に応じて、髪をピンで留めたり、ゴムで結んだりすること。

※ヘアゴム、ヘアピンの色は自由。(シュシュや装飾のあるものは不可。)

3 持ち物

【通学用カバン】

- ・ 両肩で背負えるリュックサックタイプのもの。
- ・ 教室のロッカーに収まる大きさのものにすること。

【サブバッグ】

- ・ 通学用カバンの補助として、指定のサブバッグ、または、手提げカバンを使用してもよい。
- ・ 机の横に掛けられる大きさのものにすること。

【その他】

- ・ 登下校時に帽子や日傘を使用してもよい
- ・ 学校生活に不必要なものは持ってこない。

4 生活

- (1) 時間を厳守して、無断で欠席・遅刻・早退をしないようにする。
- (2) 8時25分までに着席し、朝の活動が始められるようにする。
- (3) 10分の休み時間中に、教室移動・更衣を完了し次の授業の準備をする。
- (4) 昼食はチャイムが鳴るまでは教室から出ない。
- (5) 登校後は、校外へ出てはならない。特別に必要な時は、**申し出ること。**
- (6) 清掃は時間内に終了するように、分担区域を班で協力して行うようにする。
- (7) 授業後、用のない者はすみやかに下校する。

5 部活動

- (1) 入退部は、担任と顧問に届け出ること。
- (2) 平日の活動時間は4月～9月は2時間以内、10月～3月は1.5時間以内とする。
- (3) テスト週間中の部活動は、基本なしとする。

6 諸届

- 諸届はすべて担任を通じて提出する。
- (1) 欠席・遅刻・早退届
メール（きずなネット）または電話で保護者から届け出る。
 - (2) 見学届（体育）
授業を見学する時は、メール（きずなネット）または電話で保護者から届け出る。
 - (3) 学割申請届
学割申請をする時は、担任に申し出て、学割申請用紙を受け取り、提出する。

きずなネット連絡網の登録について

連絡網名：大曽根中学校保護者連絡網

Step.1 アプリのインストール・初期設定



- ① 左のバーコードを読んでください。
- ② 「きずなネット」をインストールして、アプリを開いてください。
- ③ 「アプリの利用規約」「プライバシーポリシー」に同意してください。
- ④ プロフィール登録設定をしてください。
- ⑤ 初期設定を完了してください。

連絡網の登録は下の Step.2 へ ▼

Step.2 連絡網の登録(追加の登録・変更もこちらから)

- ① きずなネットアプリのホーム画面「きずなネット連絡網の登録はこちら」を押してください。
- ② 右の【登録用バーコード】を読んでください。
- ③ 表示された項目に沿って登録してください。
 - ・お名前の入力欄はフルネームで登録
 - ・グループ選択が表示された場合は受信希望のグループを選択
- ④ 登録状況を確認してください。
- ⑤ 「連絡網」でタブの表示を確認できたら完了です。

【登録用バーコード】



○登録状況の確認 / 設定解除方法

アプリ画面右下の「設定」で登録状況の確認および設定の解除ができます。

○ユーザ登録のお願い

ユーザ登録(TCID 登録)をしていただくと、機種変更でアプリを再インストールした場合でも、データを引き継いでのご利用が可能です。アプリ画面右下の「設定」から登録が可能です。

<メールでの受信方法>

- (1) 下記アドレス宛に空メールを送信します。

m.zwkj.ngy@kizuna.chuden.co.jp

- (2) 返信メールが届いたら、返信メール内の URL をクリック、画面項目に沿って登録します。
※返信メールが届かない場合 @kizuna.chuden.co.jp からのメールが受信できるよう受信許可設定を確認してください。

○追加登録 / 変更 / 解除方法

上記 (1) から追加登録 / 変更 / 解除が実施できます。

登録に関するお問い合わせ

きずなネット

検索

<http://kizuna.chuden.jp/help/>

☎ 0120-342-089

平日 9:00-12:00 / 13:00-17:00

✉ info@cep.jp

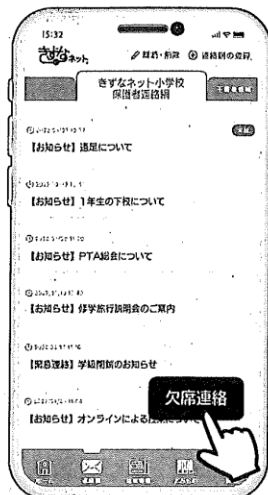


中部電力

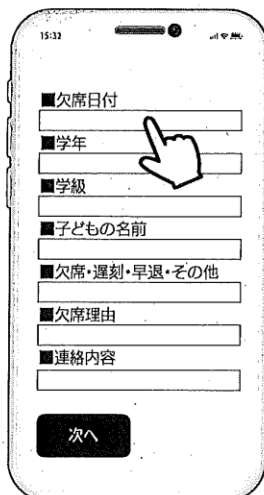
きずなネット欠席連絡方法について

アプリで簡単 3 ステップ

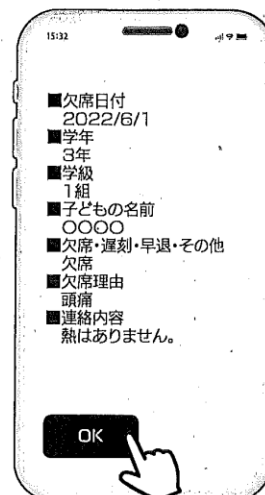
STEP 1 連絡網をひらいて
欠席連絡ボタンを押します



STEP 2 フォームに欠席内容を入力
して次へボタンを押します



STEP 3 入力した内容を確認して
OKボタンを押します



- メールで登録している方の欠席連絡方法(アプリで登録いただいている方はご利用できません)
Step ① 右のメール専用の共通 QR コードを読み取ってください。
Step ② 連絡網を受信しているメールアドレスを入力して、送信します。
Step ③ 返信メール内の URL をクリックします。
Step ④ 表示された画面で情報を入力します。



【よくあるご質問】

Q アプリでメールによる欠席連絡はできますか？

アプリで連絡網を受信されている方は、メールによる欠席連絡はできません。

Q メールアドレスを送信しても返信メールが届きません。

メールアドレスは連絡網を受信しているアドレスの入力をお願いします。アドレスの相違、入力間違いをしている場合は、返信メールが届きません。

Q 入力してもエラー表示が出て連絡ができない。

学校や園によって締切時刻を設定されている場合や内容確認が終わった場合にエラーが表示されます。その場合は恐れ入りますが直接ご連絡をお願いします。

Q 日付や入力を間違えて入力した場合はどうしたら良いですか？

登録内容の修正や取消については、アプリ、メールそれぞれ上記 STEP①から実施できます。登録した内容を確認し、編集 / 更新を行ってください。

ダウンロードはこちらから >>



きずなネット

検索

<http://kizuna.chuden.jp>



※連絡網の登録は学校から配布される案内文書が必要です

図書室利用規定

〔利用の目的〕

あらゆる学習活動に通じる読書の習慣を身に付ける。

〔利用時間〕

指定した日の昼休み開始から5限予鈴までとする。

〔室内での注意〕

- 利用の前後に手を洗う。
- 声や音を出さないようにし、他人の読書や、学習、研究を妨げない。
- 図書、および、机、いす、書架、案内板などを大切にする。
- 図書室資料に、書き込みをしない。
- 万一、図書室資料の破損が見つかった場合は、すみやかに係（図書委員を含む）へ届ける。
- カウンター内、準備室へは、図書委員以外は入らない。

〔貸出〕

※ 貸出・返却の手続きは、図書委員がコンピュータに入力して行う。ただし、本をバーコードで読み取れない場合は、以下の要領で行う。

- カウンターにある「図書貸出票」に貸出日、学年、組、名前、本の題名、返却予定日を記入する。
 - 係（図書委員）の確認を受け、手続きを完了する。
- (1) 貸出期間は2週間以内とする。ただし、長期休業中は別に決める。
 - (2) 貸出冊数は、1回につき2冊までを原則とする。それ以上必要のある場合は、係の先生に申し出る。
 - (3) 不明な点については、係の先生や図書委員に尋ねる。

〔図書取り扱い〕

- (1) 書架への出し入れは、丁寧に行う。
- (2) 本のラベルの番号（分類番号）と書架案内板とをよく見て、正しい位置に入れる。
- (3) 見終わった本は、書架へ戻す。
- (4) 室外へ持ち出すときは、手続きを行う。
- (5) 破損や紛失したときは、係の先生に届け出る。
- (6) 返却日を守り、借りた本を他の人に貸さない。

〔一般貸出しない図書室資料〕

- (1) 「室内」「禁帯出」のラベルの図書。
- (2) 年鑑・写真集・美術全集・集団読書テキスト。
- (3) 新聞・雑誌・ファイル資料。

〔学級文庫〕

- (1) 教室外へは持ち出さない。
- (2) 貸出は行わない。

大曾根中学校生徒会会則

第1章 総則

第1条 この会は、名古屋市立大曾根中学校生徒会という。

第2条 この会は、本校生徒会活動の母体となり、会員が互いに美しい友情と深い信頼のもとに、一致協力して大曾根中学校ならびに地域社会の発展のために努め、会員の教養や体位・素質を高めるよう活動し、将来民主的な国家や社会の一員となるよう努力することを目的とする。

第3条 この会の会員は、名古屋市立大曾根中学校に籍をおく全生徒とする。

第2章 会員の権利と義務

第4条 会員は、この会の運営に参加し、各機関の代表者を選出したり、また、代表者に出選されたりする権利をもつ。

第5条 会員は、この会の決定事項に従う義務がある。

第3章 役員

第6条 この会には、会長1名・副会長1名・執行委員2名から3名の役員を置く。

第7条 役員は、この会が民主的に、積極的に発展するよう努力する義務がある。

第8条 役員には、次のような任務がある。

会長は、この会の代表者で、会の運営に責任をもつ。副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合は、その仕事を代行する。執行委員は、この会に関する一切の記録の保持や発表などの仕事を行う。また、会長および副会長と共に執行部会の一員として、会の運営をする。

第9条 役員は、全会員の中から立候補し、選挙管理委員会のもとに、全会員の投票により決定する。また立候補者がいないときは議員の互選によることもできる。

第10条 役員の任期は、6か月とする。4月より9月までを前期とし、10月より翌年3月までを後期とする。ただし、改選のための選挙が行われ、認証されるまで、前任者がその仕事を引き続いて行う。なお、再選は認められる。

第11条 会長に欠員を生じた場合は、副会長が会長になり、その他の役員に欠員を生じた場合は、議員の互選により決定する。任期は前任者の残りの期間とする。

第12条 役員の解職請求は、生徒議会において発議され、議員の3分の2以上の賛成によって生徒総会にかけられ、全会員の3分の2以上の賛成によって認められる。役員が解職請求によって解職された場合は、生徒議会において、議員の互選により決定する。任期は前任者の残りの期間とする。

第4章 生徒総会と生徒議会

- 第13条 生徒総会は、この会の最高の議決機関とし、全生徒に直接関係のある重要な議題が生じた場合に、生徒会長が招集する。
- 第14条 生徒議会は、会則の目的を達成するため、色々な議題を取り上げ、審議し議決する場である。
- 第15条 生徒議会は、役員・議員・各委員会の委員長および顧問教諭で構成する。
- 第16条 議員の任期は、役員に準ずる。
- 第17条 議員は生徒議会に出席し、全ての議事に発言権および一票の議決権をもつ。また、生徒議会のもよう、および決定事項を学級へ報告する。
- 第18条 議員は、学級を代表する男女各1名の総務とする。
- 第19条 生徒議会は、議員の4分の3以上の出席により成立する。議員が出席できない学級は、代理人を議会に送ることとする。
- 第20条 生徒議会の議事は、この会則に特別に定める場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決定する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところとする。
- 第21条 生徒議会は、議長、副議長各1名を選出する。
- 第22条 役員・議長・副議長は、議決権をもたない。
- 第23条 生徒議会は定例会とする。なお、特別の事情がある場合は、休会することができる。また、臨時会は、執行部会が認めた場合は適宜開かれる。生徒議会は公開とする。
- 第24条 役員・各委員会の委員長および議員は、議案を生徒議会に提出することができる。委員長・議員が、議案を生徒議会に提出する場合は、委員会や学級での指示を必要とする。

第5章 執行部会

- 第25条 執行部会は、役員および議長・副議長で構成する。
- 第26条 執行部会は、この会の目的を達成するために、あらゆる問題に取り組んで、積極的に活動、協議しなければならない。

第6章 委員会および総務会

- 第27条 生徒議会のもとに次のような委員会をおく。また、学級から選出された男女各1名の委員は、委員会のもとに活動する。
- (1) 生活委員会…校内生活全般、特に校内風紀に関する活動をする。また、毎朝土間付近に立ち、あいさつ、身だしなみ等の啓発活動をする。
 - (2) 整美委員会…校内美化の推進、環境整備、清掃用具の管理に関する活動をする。

- (3) 体育委員会…校内大会、レクリエーション行事など、各種の体育的行事に関する活動をする。
- (4) 保健委員会…スクールランチ後の牛乳パックの整理、健康安全に関する活動をする。
- (5) 図書委員会…学校図書の運営整理に参加し、図書館利用指導、読書指導、および各学級の図書に関する活動をする。
- (6) 文化委員会…ポスター等の掲示および行事や毎日の昼の放送に関する活動をする。

第 28 条 委員会は、委員長・副委員長各 1 名を委員の互選により選出する。

第 29 条 委員会は、月に 1 回開かれることを原則とする。

第 30 条 学級を代表した総務は、学級間の連絡や学級間の問題解決のため総務会を開くことができる。総務会は主として学年の問題に関して協議する。

第 7 章 特別委員会と選挙管理委員会

第 31 条 特別委員会は、委員会の活動の中に含まれない、議案・事案が生じたときに設ける。

第 32 条 特別委員会は、生徒議会の議決によって構成する。

第 8 章 顧問

第 33 条 生徒議会および各委員会には、若干名の顧問教諭をおく。

第 34 条 顧問教諭は、生徒会および生徒会の各機関に対して助言を与えることができる。

第 9 章 最高決定権

第 35 条 学校長は、生徒会活動に対する最高決定権と全責任をもつ。

第 10 章 改正の手続き

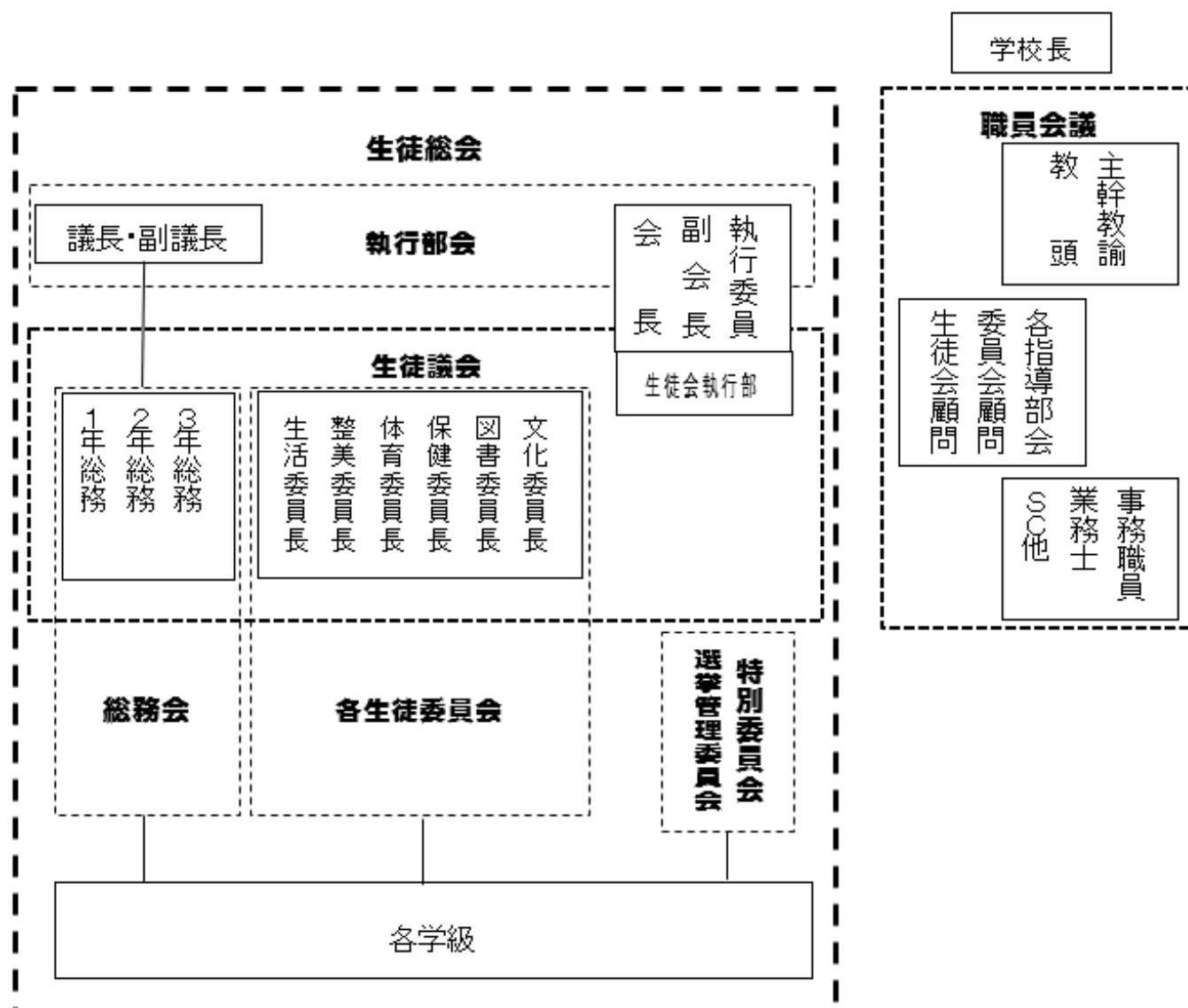
第 36 条 この会則の改正は、議員の 3 分の 2 以上の賛成によって発議される。そして、全会員の過半数の賛成により、改廃することができる。ただし、職員会を経て、学校長の許可がなければならない。

第 11 章 補足

第 37 条 第 9 条・第 11 条および第 12 条に記してある議員の互選によって、議員が役員となり、欠員を生じた学級は、新しい議員を選出する。

第 38 条 この会則は、令和 2 年 4 月 1 日より実施されるものとする。

生徒会組織図



生徒会役員選挙規定

第1章 選挙管理委員会

- 第1条 委員の数は、各学級2名とする。
- 第2条 選挙管理委員は、学級より選出され、委員長は委員の互選で決定する。
- 第3条 委員で立候補した場合は、その学級で補欠選挙を行う。
- 第4条 選挙管理委員会は、選挙事務一切を行う。

第2章 役員選挙

- 第5条 役員は、立候補により全会員の無記名投票で、それぞれ別に選出されるが、候補者のない場合は、議会で議員により、間接選挙で決定される。
- 第6条 役員は議員を兼ねることはできない。
- 第7条 役員選挙は、告示開始後、1か月以内に行われる。

第3章 立候補

- 第8条 候補に立ちたいと思う人、ならびに推薦者は、告示開始から設定された期間内に、推薦状を校内に回付して、全会員の15名以上の署名を得た後、選挙管理委員会まで提出しなければならない。同じ役の推薦状に2回以上の署名をした時は、その署名を無効とする。署名が無効となった結果、推薦状の署名が15名を下回った場合、立候補は認められない。立候補が無効となり、立候補者が定数に満たない場合は、立候補届け出期間をさらに1日設ける。

第4章 選挙運動

- 第9条 候補者ならびに推薦者は、次の運動ができる。
- ①ポスター掲示 ②立会演説 ③朝の土間での活動
- その他の限りについては、選挙管理委員会で決定する。
- 第10条 選挙運動には、学校備品を無断使用してはいけない。

第5章 顧問教諭

- 第11条 選挙管理委員会には、生徒会顧問が顧問教諭となる。

第6章 修正

- 第12条 本規定の修正は、議会の3分の2以上によって可決され、学校長に承認されて成立する。

警報発令時等の対応について

本校では、名古屋市を含む地域（愛知県全域・愛知県西部・尾張東部・名古屋市）において、特別警報及び暴風警報・暴風雪警報が発令されたり、大曾根中学区に避難勧告・避難指示が発令されたり、名古屋市内で震度5強以上の地震が発生したり、南海トラフ地震に関連する情報が発表されたりした場合の生徒の登下校について、下記のような措置をとります。よろしくお願いいたします。

記

- 1 名古屋市を含む地域（愛知県全域・愛知県西部・尾張東部・名古屋市）に特別警報及び暴風警報・暴風雪警報、避難勧告・避難指示が発令された場合の措置

【在宅時】

	対 応
午前6時までに警報が解除された場合	平常通り登校し授業を行う。
午前6時から午前11時までに警報が解除された場合	午後の授業を行う。自宅で昼食を済ませて、午後1時までに登校する。
午前11時を過ぎても警報が発令中の場合	その日の授業は行わない。自宅で待機する。

【登下校中】

- ・ 登校中は、原則としてそのまま登校する。（登校後は在校中に準じる。）
- ・ 下校中は、原則としてそのまま下校する。（下校後は在宅時に準じる。）

【在校中】

- ・ 関係機関から正確な情報を収集するまで、学校で待機させます。学区の安全が確認でき次第、速やかに下校します。
- ・ 警報等発令の時刻によっては、昼食をとらずに下校させることもあります。

- 2 名古屋市内で震度5強以上の地震が発生した場合の措置

【在宅時】

- ・ 学校から連絡があるまでの間、臨時休業日とする。

【登下校時】

- ・ 登校中は、原則としてそのまま登校する。（登校後は在校中に準じる。）
- ・ 下校中は、原則としてそのまま下校する。（下校後は在宅時に準じる。）

【在校中】

- ・ 授業をはじめとする教育活動を打ち切る。
- ・ 原則、保護者に引き渡して下校する。
- ・ 地震発生の時刻によっては、昼食をとらずに下校させることもあります。
- ・ 翌日以降は、学校から連絡があるまでの間、臨時休業日とする。

3 「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合の措置

【在宅時】

- ・ 学校から連絡がない限り、通常通り登校する。

【登下校時】

- ・ 登校中は、原則としてそのまま登校する。(登校後は在校中に準じる。)
- ・ 下校中は、原則としてそのまま下校する。(下校後は在宅時に準じる。)

【在校中】

- ・ 情報が発表されたことを生徒・保護者に伝える。
- ・ 状況によっては、生徒を安全な場所に避難させ、保護者に状況を伝える。
- ・ 状況によっては、原則、保護者に引き渡して下校する。
- ・ 情報の発表時刻によっては、昼食をとらずに下校させることもあります。

4 その他

- 上記などの暴風警報等の発令により、授業が中止される場合は緊張情報メール配信システム「きずなネット」(なごやっ子あんしんメール)にて、緊急情報を発信しますのでご活用ください。なお、合わせて気象情報等にご注意いただき、原則上記に従った対応をお願いいたします。
- 教育委員会が前日に休校を決定した場合、平日・土日祝を問わず、教育委員会より緊張情報メール配信システム「きずなネット」(なごやっ子あんしんメール)と「教育委員会のホームページ」で休校をお知らせします。
- 緊張情報メール配信システム「きずなネット」(なごやっ子あんしんメール)への登録をお願いいたします。(別紙参照)

悩み相談

子ども・若者に関する悩み

★…面接予約をするための電話受付を行っています。

名称／内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市子ども・若者総合相談センター ニート、ひきこもりなどさまざまな悩みを持つ子ども・若者（概ね39歳まで）とその保護者などの相談	☎052-961-2544 FAX:052-961-2545	月～土曜日（祝日、年末年始を除く） 10:00～17:00	○ ★	○ （要予約）
チャイルドライン 18歳までの子どもが匿名で、そして秘密厳守で掛けられる電話。内容はどんな話でもOK！ 電話料も不要、オンラインチャットも実施	☎0120-99-7777	電話は毎日 オンラインチャットは毎週水曜日～土曜日（年末年始を除く） 16:00～21:00 詳細はHPをご覧ください https://childline.or.jp	○	×
子ども教育相談「ハートフレンドなごや」 幼児から高校生年齢までの子ども本人、その保護者、学校関係者等から、子どもの教育・養育上の問題に関するあらゆる相談	総合相談ダイヤル ☎052-683-8222 来所相談予約専用ダイヤル ☎052-683-6415	平日9:30～19:00、土曜日9:30～12:00（年末年始及び祝日を除く） 平日9:30～17:00（年末年始及び祝日を除く）	○	○ （要予約）
なごやフレンドリーナウ（名古屋市子ども適応相談センター） 心理的な理由によって登校できない児童生徒を支援するため、通所による教育相談・適応指導などを実施	☎052-521-9640 FAX:052-521-9650	平日8:45～17:30	×	○ （要予約）
児童相談 養育困難、児童虐待、障害、非行、不登校、しつけなどの児童相談全般。 中央児童相談所（担当区域：千種、東、北、中、昭和、守山、名東） 西部児童相談所（担当区域：西、中村、熱田、中川、港） 東部児童相談所（担当区域：瑞穂、南、緑、太白）	中央児童相談所 ☎052-757-6111代 FAX:052-757-6122 西部児童相談所 ☎052-365-3231 FAX:052-365-3281 東部児童相談所 ☎052-899-4630 FAX:052-896-4717 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189（いちばやく）	平日8:45～17:30（休日・時間外の緊急連絡先） ☎052-757-6112 平日8:45～17:30（休日・時間外の緊急連絡先） ☎052-365-3252 平日8:45～17:30（休日・時間外の緊急連絡先） ☎052-899-4631 24時間 365日	○	○ （要予約）
地域子ども相談室 子ども家庭支援センター さくら 子ども・家族・地域住民からの子育て、児童虐待などの相談	☎052-821-7867 FAX:052-821-7869	平日9:00～17:00	○	○ （要予約）
教育相談こころの電話 青少年とその保護者からのいじめ・不登校・学校生活・友人関係などの悩みごとの相談	☎052-261-9671	毎日10:00～22:00（年末年始を除く）	×	×
24時間子供SOSダイヤル 子供や保護者等が、いじめに限らず子供に係わる悩みを相談する窓口	☎0120-0-78310 （なやみいおう）	夜間・休日を含めて24時間対応	○	×
子どもの人権110番 いじめ、体罰等、子どもをめぐる様々な人権問題の相談	☎0120-007-110	平日（年末年始を除く）8:30～17:15 メール相談は法務省または法務局のHPから	○	○
名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」 子どもの権利侵害に関する相談	子ども専用フリーダイヤル ☎0120-874-994 （はなし きくよ） 大人相談用電話 ☎052-211-8640 共通FAX:052-211-8072	月・火・金 11:00～18:30（相談終了時間は19:00） 木 11:00～21:30（相談終了時間は22:00） 土 11:00～16:30（相談終了時間は17:00） ※祝日及び年末年始除く	○	○

子ども・若者に関する悩み

名称/内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
子どもの人権相談 (愛知県弁護士会名古屋法律相談センター) いじめ、体罰、虐待、非行の問題など	☎052-586-7831	毎週土曜日(祝日・年末年始を除く) 9:20~16:00	☐	☐ (要予約)
ヤングテレホン (愛知県警察本部少年課少年サポートセンター) 少年(20歳未満)自身が抱える様々な悩みごとや 保護者などからの少年の非行、問題行動に関する相談	☎052-764-1611 Eメール相談は、 愛知県警察 ホームページから。	平日 9:00~17:00 Eメール相談は、24時間受付、 上記時間外は直近の勤務日に対応	☐	☐ (要予約)
被害少年相談電話 (愛知県警察本部少年課少年サポートセンター) 少年(20歳未満)とその保護者などからの犯罪、 いじめ、児童虐待など少年の被害に関する相談	☎0120-786770 ☎052-764-1613 FAX:052-764-1613	平日 9:00~17:00	☐	☐ (要予約)
子どもの療育相談 子どもの発達の不安、悩みや障害についての相談 中央療育センター(担当区域:中、昭和、瑞穂、熱田、天白) 西部地域療育センター(担当区域:中村、中川、港) 北部地域療育センターよつば(担当区域:東、北、西) 南部地域療育センターそよ風(担当区域:南、緑) 東部地域療育センターぼけっと(担当区域:千種、守山、名東)	中央療育センター ☎052-757-6126 FAX:052-757-6129 西部地域療育センター ☎052-361-9555 FAX:052-361-9560 北部地域療育センター ☎052-522-5277 FAX:052-522-5279	南部地域療育センター そよ風 ☎052-612-3357 FAX:052-612-3411 東部地域療育センター ぼけっと ☎052-784-5300 FAX:052-782-0771	平日 9:00~17:00	☐ (要予約)
なごや子ども応援委員会 スクールカウンセラー等の職員が、市立学校・幼稚園の幼 児児童生徒やその保護者を対象に相談に応じています。	相談したいときは、通っている市立学校・幼稚園に連絡してください。(お住 まいの地域のなごや子ども応援委員会についてお知りになりたい時は、教育 委員会子ども応援室(052-950-7161)までご連絡ください。)			

ひきこもりに関する悩み

★…面接予約をするための電話受付を行っています。

名称/内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市ひきこもり地域支援センター 名古屋市在住のひきこもり状態にあるご本人やご家族 等を対象とした相談	☎052-483-2077 FAX:052-483-2029	平日 8:45~17:15	☐ ★	☐ (要予約)

男性の悩み

名称/内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市男性相談 家族や仕事、人間関係などの悩みごと	☎050-3537-3644	毎週水曜日 18:00~20:00 第4日曜日 10:00~12:00 面接相談(予約制) 第4木曜日 18:00~20:00	☐	☐ (要予約)

女性の悩み

名称/内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
イーブルなごや相談室 (名古屋市男女平等参画推進センター) 家庭や職場、地域などで女性が直面するさまざまな悩み	☎052-321-2760	月・火・金~日曜日 10:00~16:00 水曜日のみ 10:00~13:00 18:00~20:00	☐	☐ (要予約)
女性の人権ホットライン 配偶者やパートナーからの暴力、職場でのいじめやセク シュアル・ハラスメント、ストーカー等、女性をめぐる様々な 人権問題の相談	☎0570-070-810	平日(年末年始を除く)8:30~17:15 メール相談は法務省または法務局HP から	☐	☐

授業時間帯

A帯6限		B帯6限		C帯6限	
開門	8:00 ~	開門	8:00 ~	開門	8:00 ~
登校	8:15 ~ 8:30	登校	8:15 ~ 8:30	登校	8:15 ~ 8:25
短学活	8:35 ~ 8:45	短学活	8:35 ~ 8:45	集会	8:25 ~ 8:55
1限	8:50 ~ 9:40	1限	8:50 ~ 9:35	1限	9:00 ~ 9:45
2限	9:50 ~ 10:40	2限	9:45 ~ 10:30	2限	9:55 ~ 10:40
3限	10:50 ~ 11:40	3限	10:40 ~ 11:25	3限	10:50 ~ 11:35
4限	11:50 ~ 12:40	4限	11:35 ~ 12:20	4限	11:45 ~ 12:30
昼食	12:40 ~ 13:00	昼食	12:20 ~ 12:40	昼食	12:30 ~ 12:50
昼放課	13:00 ~ 13:15	昼放課	12:40 ~ 12:55	昼放課	12:50 ~ 13:05
5限	13:20 ~ 14:10	5限	13:00 ~ 13:45	5限	13:10 ~ 13:55
6限	14:20 ~ 15:10	6限	13:55 ~ 14:40	6限	14:05 ~ 14:50
短学活	15:10 ~ 15:20	短学活	14:40 ~ 14:50	短学活	14:50 ~ 15:00
清掃	15:20 ~ 15:30	清掃	14:50 ~ 15:00	清掃	15:00 ~ 15:10

A帯5限		B帯5限		C帯5限	
開門	8:00 ~	開門	8:00 ~	開門	8:00 ~
登校	8:15 ~ 8:30	登校	8:15 ~ 8:30	登校	8:15 ~ 8:25
短学活	8:35 ~ 8:45	短学活	8:35 ~ 8:45	集会	8:25 ~ 8:55
1限	8:50 ~ 9:40	1限	8:50 ~ 9:35	1限	9:00 ~ 9:45
2限	9:50 ~ 10:40	2限	9:45 ~ 10:30	2限	9:55 ~ 10:40
3限	10:50 ~ 11:40	3限	10:40 ~ 11:25	3限	10:50 ~ 11:35
4限	11:50 ~ 12:40	4限	11:35 ~ 12:20	4限	11:45 ~ 12:30
昼食	12:40 ~ 13:00	昼食	12:20 ~ 12:40	昼食	12:30 ~ 12:50
昼放課	13:00 ~ 13:15	昼放課	12:40 ~ 12:55	昼放課	12:50 ~ 13:05
5限	13:20 ~ 14:10	5限	13:00 ~ 13:45	5限	13:10 ~ 13:55
短学活	14:10 ~ 14:20	短学活	13:45 ~ 13:55	短学活	13:55 ~ 14:05
清掃	14:20 ~ 14:30	清掃	13:55 ~ 14:05	清掃	14:05 ~ 14:15